

神奈川県立大磯高等学校 令和5年度不祥事ゼロプログラム

取組課題		目標(達成すべき内容)	行動計画
1	法令遵守意識の向上	教育公務員としての職責を自覚し、法令遵守意識の徹底を図ることで、公務外非行を未然に防止する。	① 新型コロナウイルス禍における状況をよく理解し、公私ともに誤解やトラブルが生じないように配慮し、殊の外、不祥事の発生は回避する。
			② 公務外非行の防止に向けて、職員が自らの行動に責任をもち、管理職は職員との面談を随時行う。
			③ 教職が法令に基づき認められ、また制限されている職業であることを資料を用いて啓発する。教員経験の浅い職員へは具体例を示しながらわかりやすく解説し、またベテランには改めて人間育成という崇高な職業であることを喚起し、遵守意識を高める。
			④ 職員一人ひとりがコンプライアンスの必要性や重要性について深く認識し、「正しく行動しよう」という内発的動機に基づき職務遂行できるようにする。
2	職場のハラスメントの防止	人権に配慮し、尊重した対応を身につける。	① 「人を育てる」という職務の特性と職責を自覚し、学校教育計画に貢献するという本来の職務達成の充実感と喜びの気持ちを引き出させるように啓発する。
			② 長く続く非常事態の中、職場のモチベーションの維持や雰囲気づくりを心がける。コミュニケーション不足による軋轢やストレスを避けるため、より一層の意思疎通や共通認識、チームワークづくりを心がける。
			③ 感染症対策としてオンライン授業を教育指導に役立てるにあたり、その危険性や脆弱性、落とし穴を十分に理解し、適切な使用を徹底する。職員のIT技術力の格差を考慮しつつ、是正に努め、ハラスメントの要因にならないよう配慮する。
			④ 経験の浅い職員に対しては学年、教科、部活動で見守り体制を作り、兆候や危険性を早期に発見し、指導助言を行う。
3	わいせつ・セクハラ行為及び体罰・不適切な指導の防止	生徒の人権を尊重し、冷静に真摯な態度で指導にあたる。	① 複数の部活動顧問の間で、体罰・不適切指導がないか確認しあう。経験の浅い職員について、行き過ぎた指導や不適切指導がないよう職員間で連携をとり、防止する。
			② 感染症による混乱状況下の生徒の心をよく理解し、傷つける言動や感情に流された指導をしていないか、職員間で情報を共有し、未然防止に努める。
			③ 体罰だけでなく、権力や地位、立場を利用した指導はあってはならないことを他の業界を含めたさまざまな前例を想起させて啓発する。
4	成績処理や進路関係業務における個人情報に係わる事故防止	成績処理等に係わる事故防止のための体制作りを行う。	① 感染症による出席停止や学習状況への影響に配慮しつつ、修得すべき力の育成に努め、個々の生徒にとって適切な指導と評価となるように情報交換をして共通認識のもと業務を行う。
			② 教科や学年などのグループ内でのチェック体制を確認する。マニュアルの確認を徹底し、複眼で点検しながら業務を遂行する。
			③ 問題が生じた場合の対処方法について全職員で確認する。個人情報の流出が懸念される事案は初期行動が重要なので、早期の報告と対応ができる職場を目指す。
5	入学者選抜に係る事故防止	県民に信頼される入学者選抜業務の体制の確立。	① 入選業務の課題点を抽出し、さらなる改善を加え、スムーズな実施を目指す。緊急時の対応についてはシミュレーションを実施し、役割分担に応じた動きを徹底させる。入選業務は事故があれば著しく県民の信頼を損なう業務であることを認識させる。
			② 過去に発生した入試における事故を説明し、再発を防ぐとともに、ヒヤリハットについて、いつ、どのような場面で、どのように起きたかを具体的に検証する。
			③ 採点業務における基準を明確にし、採点マニュアルに基づき、的確に業務を行う。
6	危機管理時を含む業務執行体制の確保	危機の状況に応じて適切な業務を執行する。	① 感染症、地震、風水害を含む自然災害等の状況を的確に把握し、情報を集め、危機管理下における業務執行の体制を整える。
			② 学校としての責任を果たすべく、最大リスクを念頭に、先を見通した考察をしつつ迅速に業務にあたる。
		円滑な学校運営のため、合理的かつ前向きな業務執行体制を確立させる。	① 職員が自らの組織を公正だと認知して不祥事や不正行為を自ら防止するよう啓発する。真の意味で生徒の役に立つことが嬉しく、誇らしいという自己有用感を職員が共有できる職場を目指す。
			② TeamsやGoogle Classroom等の活用を推進して情報を共有し、コミュニケーションを図り、職に対する目標や意義、希望を持てるような活気ある職場づくりを皆で心がける。
③ 組織を構成する、それぞれの年齢層の特性が生かせる組織となるように、尊重と配慮、思いやりをもって業務にあたる。			
④ 公務員としての新たな自覚を促し、電話対応、事務室窓口、来客対応、学校周辺の県民対応等において、行動、言葉遣い、姿勢に留意するとともに、相手の立場を尊重した適切で、明確な対応を心掛ける。			
7	財務事務等の適正執行	適正な私費の徴収・執行を行う。	① 私費を執行する際には、私費会計基準に則り、手順を確認し、遵守する。各会計の予算立てが適正であるか否か、決算においてよく検証し、次年度に生かす。
			② 業者選定委員会を通じ、業者・予算などが適正に選定・執行されるようにする。学校徴収金・団体徴収金の予算、決算等はオンラインも活用して者に丁寧に提示する。
			③ 部費、合宿費、物品購入費等の私費の取り扱いについてマニュアルを周知し、適正な執行を徹底する。